

	案件名称	契約日	契約の相手方	契約金額 (千円)	随意契約理由	根拠法令	問合せ(直通TEL)
1	クルーズ乗船客の手荷物輸送業務 (KOBÉ PORTER)	2024年10月1日	コウノイケ・エアポートサービス(株)	2,759	本業務は神戸空港及び関西国際空港と神戸港間での手荷物輸送を行うものであるが、当該事業者は両空港において手荷物の宅配サービスを展開している唯一の事業者である。両空港に荷物受付ブースを有し、スムーズに事業を実施するための体制が整っており、他に業務遂行可能な候補者がいないため。	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号	振興課 (595-6289)
2	神戸空港サブターミナル (仮称) 外構整備業務	2024年10月24日	竹中工務店・湊建設工業・TC神鋼不動産建設・梓設計グループ	249,904	本業務はサブターミナルの施設特性を踏まえ、利便性・意匠面に配慮しながらサブターミナルと外構空間の境界部における納まりおよび施工の綿密な調整が必要になる。さらに、本業務およびサブターミナル本体工事は多数の業者が携わる現場である上に、「神戸空港サブターミナル (仮称) 整備基本計画」の改定によりサブターミナル (仮称) と本業務の敷地は密接しており、さらに、限られた工期内で、その安全面と施工性を考慮しながら、仮設計画および安全管理について総合的に計画しなければならない。このため、建物の設計、施工の全体の内容を把握している者が円滑に事業を遂行することが不可欠である。よって、本業務を遂行するにはサブターミナル本体工事受注者でなければ不可能である。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	空港整備課 (595-6269)
3	中突堤地区緑地・道路他基本デザイン業務	2024年11月1日	N2 LANDSCAPE(株)	4,950	本業務は、令和4年度の「中突堤中央線及び周辺エリア動線改良基本検討業務」(以下、過年度業務)で作成したマスタープランの更新、及びプランの設計理念を実施設計に反映するための設計監修を行うものである。過年度業務で作成したマスタープランの設計理念を踏襲しながら、速やかに更新作業や監修を実施する必要があるため、プラン作成の背景を熟知し、迅速かつ効率的に業務を担える企業から委託先を選定する必要がある。よって本業務を担えるのは過年度業務でマスタープラン作成に携わったN2LANDSCAPE(株)しかいないため。	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号	工務課 (595-6314)
4	神戸空港連絡橋支承調査業務	2024年11月5日	エム・エム・ブリッジ(株)	12,793	本業務は、神戸空港連絡橋において過去の定期点検で変形が確認された支承部材について、変状及びその健全度を詳細調査するとともに、過去の振動実験に伴う固有値解析について、現在の支承の変位を反映して再度計算を行うものである。本業務の実施においては、既往の振動実験及び解析結果について十分熟知している必要があり、令和5年度「神戸空港連絡橋拡幅工事」において振動実験及び解析を請け負ったエム・エムブリッジ株式会社は本業務を確実に遂行することができる唯一の業者であるため。	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号	工務課 (595-6314)
5	神戸空港第2ターミナルビル運用にかかる整備業務	2024年12月18日	竹中工務店・湊建設工業・TC神鋼不動産建設・梓設計グループ	69,960	本業務は、神戸空港第2ターミナルビルを運用するために必要な付帯設備等を整備するものである。これには、別途契約の「保安検査機器等整備」及び「神戸空港サブターミナル (仮称) 整備事業 (以下、本体工事)」の整備と並行して調整を進めている、施設の運用方法やエアラインの就航状況などを踏まえながら設計・整備する必要がある。このため本業務の実施にあたっては、第2ターミナルビルの施設特性を踏まえ、機能面に配慮しながら、本体工事の設備等との取り合い及び施工の綿密な調整が必要であり、さらに、本業務及び本体工事は多数の業者が携わる現場である上に、限られた工期内で、その安全面と施工性を考慮しながら、仮設計画および安全管理について総合的に計画・整備しなければならない。以上のことから、本業務を円滑に実施するためには、第2ターミナルビルと一体的に整備する必要があり、建物の設計・施工の全体の内容を把握している本体工事受注者以外実施することができない。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	空港整備課 (595-6269)
6	中公園駅ホームドア制御ケーブル復旧業務	2025年2月5日	ナブコドア (株)	3,634	本業務は、ポートアイランド線中公園駅において柱補強材、とい管移設のために仮移設していたホームドアの制御ケーブルを復旧するものである。復旧対象となる制御ケーブルは、ナブコドア株式会社製のホームドア設備を構成する開閉センサーの一部であり、設備の正常な動作を担保するためには、製造メーカーにて本業務を行う必要があるため。	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号	工務課 (595-6313)
7	神戸空港第2ターミナルにおける誘致関連整備等業務	2025年3月12日	(株)竹中工務店 神戸支店	49,973	本業務では、第2ターミナルにおいて、誘致に関連した施設整備等を行う。本業務及び神戸空港サブターミナル (仮称) 整備事業 (以下、「サブターミナル本体工事」という。)は、多数の業者が携わる現場であり、限られた工期内で、その安全面と施工性を考慮しながら、仮設計画及び安全管理について総合的に計画しなければならない。また、4月以降の訓練中や供用開始後の作業も発生するため、施設の特性やセキュリティを十分に把握し、施設運営に支障をきたすことなくスムーズに作業しなければならない。このため、施設全体の内容を把握している者が円滑に事業を遂行することが不可欠である。さらにサブターミナル本体工事の瑕疵担保期間中における整備であり、責任分界点が不明確となることを避けるためには、サブターミナル本体工事受注者の代表企業である(株)竹中工務店以外、本業務を実施することが出来ない。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	空港整備課 (595-6269)
8	有料道路自動料金収受システム等を利用した港湾幹線道路使用料の徴収収納事務	2025年3月27日	西日本高速道路(株) 関西支社	16,118	港湾幹線道路において、電子情報処理組織 (ETCシステム) を利用した料金収受を行うためには、国民が保有する全てのETCカードに対応する必要がある。委託先候補企業と契約しなければ、使用できないETCカードが発生し、ETCによる料金の支払いができないことに加え、料金の収受遅滞による交通渋滞等の混乱を生じさせる懸念があるため、日本国内で使用できるETCカードを発行する全ての会社と契約を締結しなければならない。	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号	神戸港管理事務所 (304-2500)
9	有料道路自動料金収受システム等を利用した有料道路通行料金決済	2025年3月27日	(株)ジェシービー 他10社	26,043	港湾幹線道路において、電子情報処理組織 (ETCシステム) を利用した料金収受を行うためには、国民が保有する全てのETCカードに対応する必要がある。委託先候補企業と契約しなければ、使用できないETCカードが発生し、ETCによる料金の支払いができないことに加え、料金の収受遅滞による交通渋滞等の混乱を生じさせる懸念があるため、日本国内で使用できるETCカードを発行する全てのアクワイアラ (11社) と契約を締結しなければならない。	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号	神戸港管理事務所 (304-2500)
10	令和7年度関西支社計数管理業務	2025年3月31日	高速道路トールテクノロジー(株)	1,106	NEXCOが発行するコーポレートカード (ETCカード) を使用した通行データの処理及び大口・多頻度割引に係る帳票等の作成については、NEXCOの子会社である委託先候補企業と契約しなければ一元的な管理・処理ができないため。	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号	神戸港管理事務所 (304-2500)
11	令和7年度関西支社管内料金収受機械等保守整備業務	2025年3月31日	高速道路トールテクノロジー(株)	4,020	ハーバーハイウェイにおけるETCシステム導入に際し、料金収受機械もNEXCO仕様による機器に更新されており、同様の料金収受機器及びETC設備については、全国一括して保守業務等を取り扱う委託候補事業者でなければ実施できないため。	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号	神戸港管理事務所 (304-2500)